

議案第 33 号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

福祉部障害福祉課

1 改正の概要

令和 4 年 12 月 16 日に公布された改正障害者総合支援法において、居住地特例の対象に介護保険施設等が追加された。これにより、令和 5 年 4 月以降に該当施設へ入居又は入所する障害者については、施設入所前の居住地の市町村が、障害福祉サービスに関する給付費の支給決定を行うこととされている。

重度心身障害者医療費の助成については、地方自治体独自の制度であるため、上記の法改正が直接影響するものではないが、居住地特例の目的や受給者の利便性を考慮すると、医療費助成の窓口となる市町村は、障害福祉サービスに関する援護の実施市町村と一致させることが合理的と考えられるため改正する。

2 改正の内容

①介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設

有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム※
※地域密着型特定施設を除く。

②介護保険法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院
※地域密着型介護老人福祉施設を除く

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

担当

福祉部障害福祉課障害給付係
電話 463-1599